③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑵1　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち「機械器具設置工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　施工実績

①　平成16年４月１日から平成31年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、立軸斜流ポンプを自ら製作かつ据付した工事とし、規模は問わないものとする。

また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　自ら製作かつ据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品、ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。

⑸　下記①から③に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者の専任（専任要否を含む。）にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び同施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによるものとする。

また、配置予定技術者については、必ずしも一人の主任（監理）技術者である必要はなく、工場製作・現地据付時で別の技術者を配置して差し支えないものとする。

また、配置予定技術者の専任制については、

ア　工場製作については、専任制を義務付けない。

イ　工場製作担当者は、現場据付においても支援協力するものとする。

①　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械））又は建設業法第15条第２号に該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは、「機械器具設置工事」とする。

②　平成16年４月１日から平成31年３月31日まで（過去15年間）に、軸流ポンプ又は斜流ポンプを自ら製作かつ据付した工事（規模は問わない）の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　設計の体制及び実績　ポンプ設備の設計に関する部門が社内に存在すること。

⑺　保守サービス体制　工事完成・引渡し後においても、ポンプ設備の保守管理等について速やかな対応が出来る体制が会社組織（同系列のサービス組織を含む）に整備され、栃木県内を保守サービスの範囲としている支店・営業所等が確立していること。

⑻　技術提案　「発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性」に係わる技術的所見が適正であること。

⑼　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑽　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　同一入札に参加しようとする複数の社の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⒀　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴の①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を付与する。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴の②及び③について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に加算点の最高点を評価点数の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点／評価点数の最高点）}

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。